

別紙

基準単価					
サービス種別	事業区分	(1)障害福祉サービス事業所等のサービス継続支援			(2)障害福祉サービス事業所等との連携支援
		各サービス共通	当該事業所の職員により、利用者の居宅への訪問によるサービスを行った事業所(※3)		各サービス共通
通所系サービス事業所	1 療養介護	1,978千円／事業所	左記に加えて、	1,978千円／事業所	989千円／事業所
	2 生活介護	631千円／事業所	左記に加えて、	631千円／事業所	316千円／事業所
	3 自立訓練(機能訓練)	288千円／事業所	左記に加えて、	288千円／事業所	144千円／事業所
	4 自立訓練(生活訓練)	228千円／事業所	左記に加えて、	228千円／事業所	114千円／事業所
	5 就労移行支援	221千円／事業所	左記に加えて、	221千円／事業所	110千円／事業所
	6 就労継続支援A型	279千円／事業所	左記に加えて、	279千円／事業所	140千円／事業所
	7 就労継続支援B型	294千円／事業所	左記に加えて、	294千円／事業所	147千円／事業所
	8 就労定着支援	44千円／事業所	左記に加えて、	35千円／事業所	17千円／事業所
	9 児童発達支援	271千円／事業所	左記に加えて、	271千円／事業所	136千円／事業所
	10 医療型児童発達支援	172千円／事業所	左記に加えて、	172千円／事業所	86千円／事業所
	11 放課後等デイサービス	257千円／事業所	左記に加えて、	257千円／事業所	128千円／事業所
短期入所サービス事業所	12 短期入所	146千円／事業所	左記に加えて、	146千円／事業所	73千円／事業所
障害者支援施設等	13 施設入所支援	1,013千円／施設	左記に加えて、	1,013千円／施設	506千円／施設
	14 共同生活援助(介護サービス包括型)	335千円／事業所	左記に加えて、	335千円／事業所	167千円／事業所
	15 共同生活援助(日中サービス支援型)	299千円／事業所	左記に加えて、	259千円／事業所	129千円／事業所
	16 共同生活援助(外部サービス利用型)	150千円／事業所	左記に加えて、	150千円／事業所	75千円／事業所
	17 福祉型障害児入所施設	985千円／施設	左記に加えて、	985千円／施設	493千円／施設
	18 医療型障害児入所施設	529千円／施設	左記に加えて、	529千円／施設	264千円／施設
訪問系サービス事業所	19 自立生活援助	23千円／事業所	左記に加えて、	19千円／事業所	9千円／事業所
	20 居宅介護	107千円／施設			41千円／事業所
	21 重度訪問介護	175千円／事業所			67千円／事業所
	22 同行援護	60千円／事業所			23千円／事業所
	23 行動援護	106千円／事業所			41千円／事業所
	24 居宅訪問型児童発達支援	33千円／事業所			11千円／事業所
相談支援事業所	25 保育所等訪問支援	35千円／事業所			13千円／事業所
	26 計画相談支援	50千円／事業所			25千円／事業所
	27 地域移行支援	36千円／事業所			18千円／事業所
	28 地域定着支援	38千円／事業所			19千円／事業所
	29 障害児相談支援	37千円／事業所			18千円／事業所
対象経費の例(※5)		○ 障害福祉サービス事業所・障害者支援施設等のサービス継続に必要な費用 ア 事業所・施設等の消毒・清掃費用 イ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用 ウ 事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等 エ 連携先事業者への利用者の引き継ぎ等の際に生じる、障害福祉サービス等報酬では評価されない費用 オ 送迎を少人数で実施する場合に緊急かつ一時に必要となる車のリース等の費用 ○ 通所系サービス事業所が人数制限してサービスを提供する際の費用 カ 通所しない利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時に必要となる車のリース等の費用 キ ICTを活用し、通所しない利用者に対する健康管理や相談援助等を行うための利用者用タブレットのリース等費用(通信費用は除く。) ○ 通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所及び障害者支援施設等が代替の場所にて行うサービス実施に係る費用 ク サービス提供場所の賃料、物品の使用料等 ケ 職員の交通費、利用者の送迎に係る費用	○ 訪問サービス実施に係る費用 コ 訪問サービス実施に伴う人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当 サ 居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金 シ 訪問サービス実施を行うため緊急かつ一時に必要となる車のリース等の費用 ス 訪問サービスの実施に伴う損害賠償保険の加入費用 セ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用	○ 利用者受入に係る連絡調整費用、職員確保費用 ア 追加で必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等 イ 利用者引き継ぎ等の際に生じる、障害福祉サービス等の報酬上では評価されない費用 ○ 職員の応援派遣に係る費用 ウ 職員を応援派遣するための諸経費(職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等)	
助成額の算定		・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出(見込)額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・1事業所・施設当たり1回まで助成ができる。 ・1事業所・施設に(1)と(2)の両方を助成することができる。なお、特別な事情により基準単価を超える必要がある事業所・施設については、個別協議を実施し、厚生労働省が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。			

※1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。

※2 多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業者は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いること。

※3 (1)④及び「当該事業所の職員により、利用者の居宅への訪問によるサービスを行った事業者」とは、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時の取扱いについて」(令和2年4月9日厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)に基づきサービス提供している場合を指す。

※4 「自動的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日(利用者の居宅への訪問によるサービスのみを提供する場合を含む。)が連続3日以上の場合を指す。

※5 かかり増し経費等として考えられるものを例示したものであるが、実施主体である都道府県等が個々の事情を勘案し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に資するものであり、通常のサービスの提供時では想定されないと判断できるものであれば、幅広く対象とする。